

舞鶴市再犯防止推進計画

令和4年3月

舞鶴市

はじめに

近年、我が国における刑法犯の検挙者数は、年々減少を続けていますが、検挙者数に占める再犯者数の割合は約 50%となっており、本市においても同様の傾向にあります。このことから、犯罪を減少させるためには、再犯を防止することが重要であると考えています。



こうした中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体においても、再犯防止施策を実施する責務があることが明記されました。

これを受け、本市においても、犯罪等をした人が社会で孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て、再び社会の一員となることを支援する「舞鶴市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪等をした人の中には、出所後などに住居や就職先がなく生活が不安定な人も多く、また、高齢者、障害者など福祉的な支援を必要とする人もいます。再犯を防止するためには、当事者の「もう二度と犯罪をしない」という強い更生意欲が前提となりますが、犯罪等をした人の立ち直りを支え、社会全体で受け入れることが、新たな犯罪被害者を作らないことにもつながり、ひいては安心のまちづくりに資する重要な取り組みとなります。

本計画では、犯罪等をした人の様々な悩みやその背景を理解し、保健医療や福祉などのサービスを必要に応じて適切に受け取ることができるよう、また、地域社会において孤立感を持つことなく社会復帰を果たしていくことができるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指してまいりますので、市民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりお力添えをいただきました、京都産業大学藤岡一郎名誉教授を始めとする、舞鶴市再犯防止推進計画策定懇話会委員の皆様、アンケート、ヒアリング調査の実施にご協力をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

舞鶴市長 多々見 良三

目次

第1章 計画について

1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3

第2章 本市の再犯を取り巻く状況

1 統計資料から	4
2 アンケート、ヒアリング調査から	6

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針	1 1
2 取り組むべき重点課題	1 2

第4章 重点課題における具体的な施策

1 ワンストップで切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供	1 3
2 就労・住宅の支援による生活基盤の安定	1 7
3 若者の学びを止めないための修学支援	2 1
4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた居場所の確保	2 4
5 犯罪等をした人を温かく見守る地域や支援者の輪づくり	2 5

第5章 推進体制

参考資料

資料 1 計画策定までの経過	3 0
資料 1 再犯の防止等の推進に関する法律の概要	3 1
資料 2 再犯防止推進計画（国の計画）の概要	3 3
資料 3 犯罪者処遇の概要	3 4
資料 4 非行少年処遇の概要	3 5
資料 5 用語解説	3 6

第1章 計画について

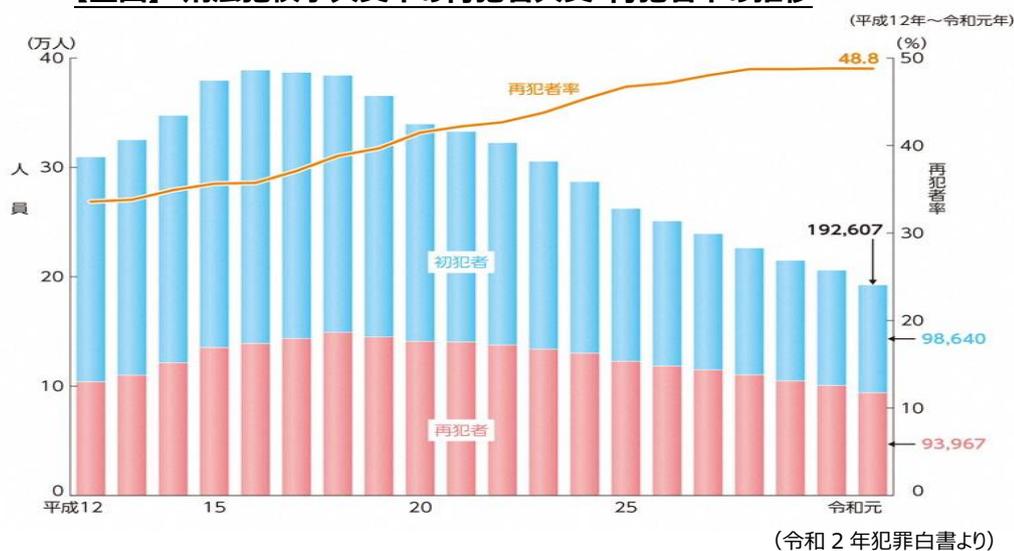
1. 計画策定の背景・目的

我が国における犯罪をめぐる情勢は、刑法犯の検挙人数そのものが全国的に年々減少してきている一方で、検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は年々増加を続け、近年は約50%に近づいています。このことから、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要な取組であるということが認識されるようになりました。

このような背景を受け、国においては、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、地方公共団体には、地域の実情に応じた再犯防止対策を講じること、国が定める再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定・推進することに努めなければならないと明記されました。

そのため、本市では、犯罪等をした人の円滑な社会復帰を支援し、市民の犯罪被害を防止すること等を目的とした「舞鶴市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

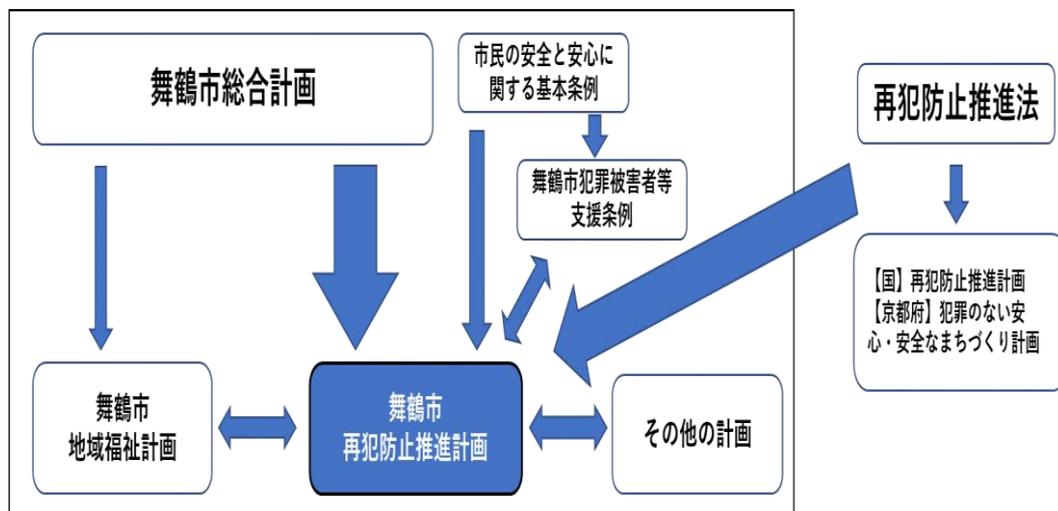
【全国】 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



2. 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけます。また、国の再犯防止推進計画や京都府の犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の取組内容を踏まえるとともに、第7次舞鶴市総合計画をはじめとする関連計画と連携・整合を図ります。

(計画の位置づけのイメージ図)



忘れてならない…犯罪被害者の存在

犯罪等をした人が立ち直るために支援することも必要ですが、犯罪により被害を受けた方々がおられることも忘れてはなりません。犯罪被害に遭われた方、その家族ご遺族が、再び平穏な生活を営むことができるためには、周囲の身近な方々、そして社会の理解と支えが必要です。

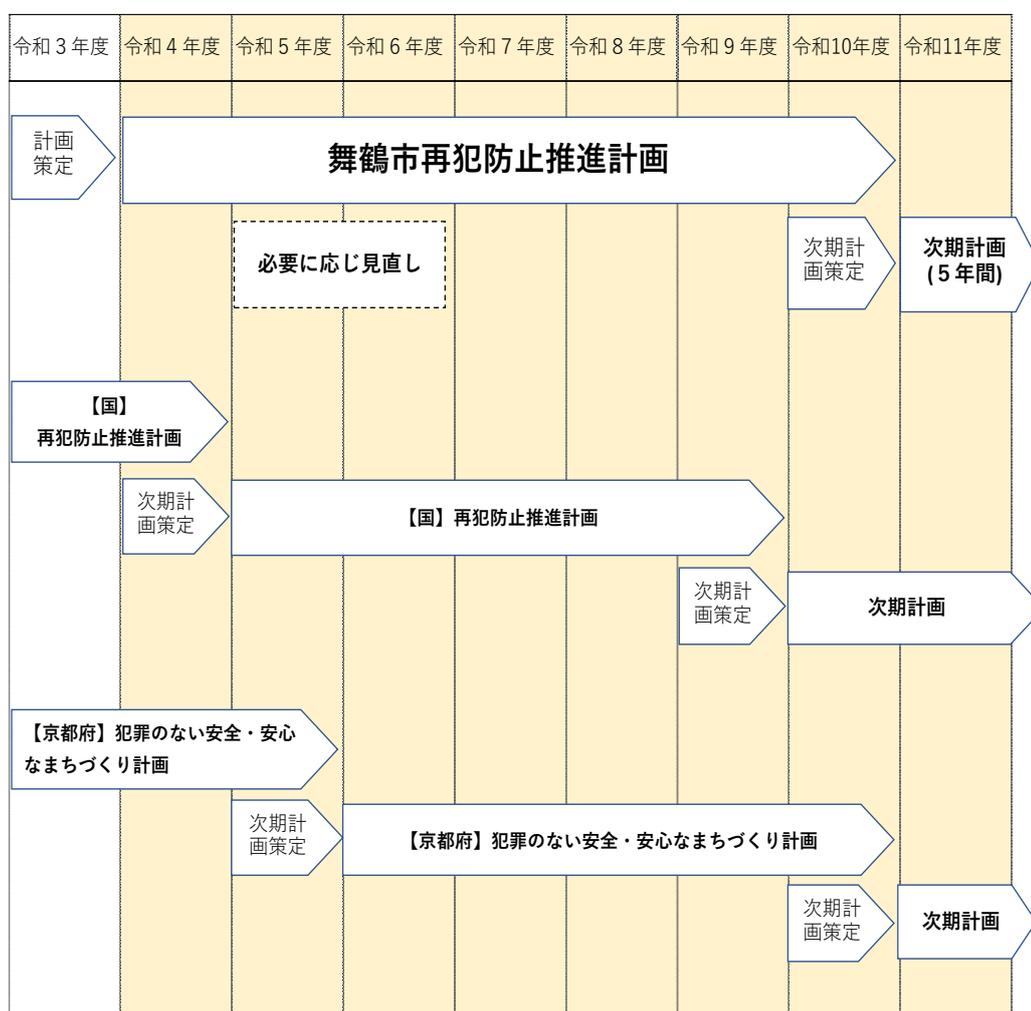
舞鶴市では、平成23年に「舞鶴市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪で被害を受けた方、その家族又はご遺族の被害の回復及び軽減を図るための支援を行っていますが、さらに社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境づくりに努めているところです。

本計画は、罪を償い、やり直そうとする人たちを支援するものであり、新たな犯罪被害者等を生まないための取組でもあります。

3. 計画期間

本計画は、国の再犯防止推進計画の計画期間（平成30年度から令和4年度、次期計画令和5年度から令和9年度）に合わせるため、第1期の計画期間を令和4年度から令和10年度までの7年間とします。

ただし、令和5年度の国の計画の改定内容を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを検討するものとします。第2期以降の計画期間は、国の計画期間である5年とします。



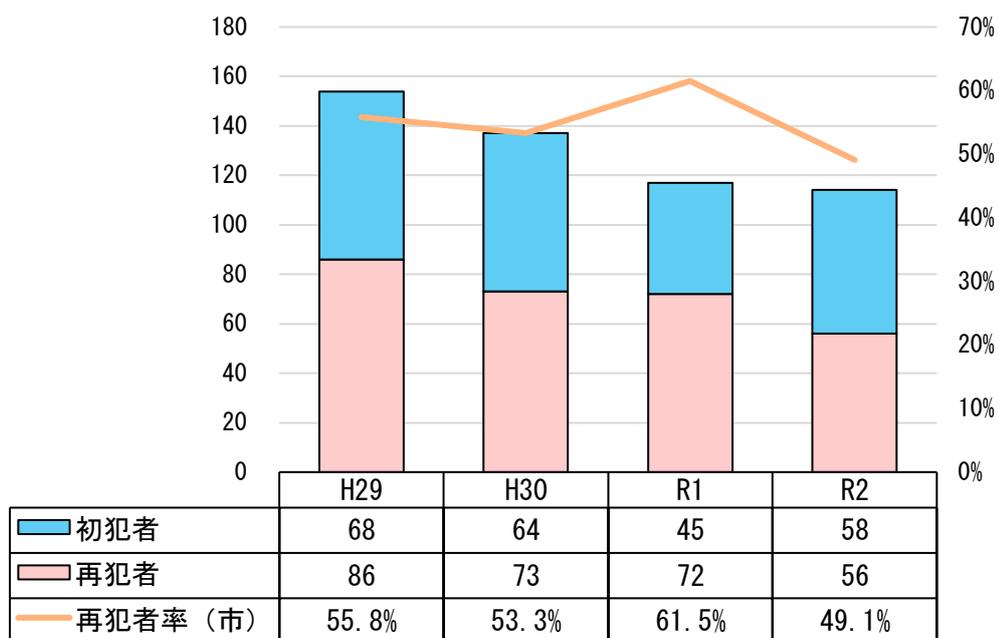
第2章 本市の再犯を取り巻く現状

1. 統計資料から

(1) 舞鶴市の再犯の状況

本市における成人の刑法犯と特別法犯の検挙者数は、この4年間で減少傾向にあります。そのうちに占める再犯者率は平成29年から令和元年までは5割を超えて推移していましたが、令和2年には49.1%まで減少しましたが、依然として高い状況が続いています。

本市の検挙者数と再犯者の推移（刑法犯+特別法犯）

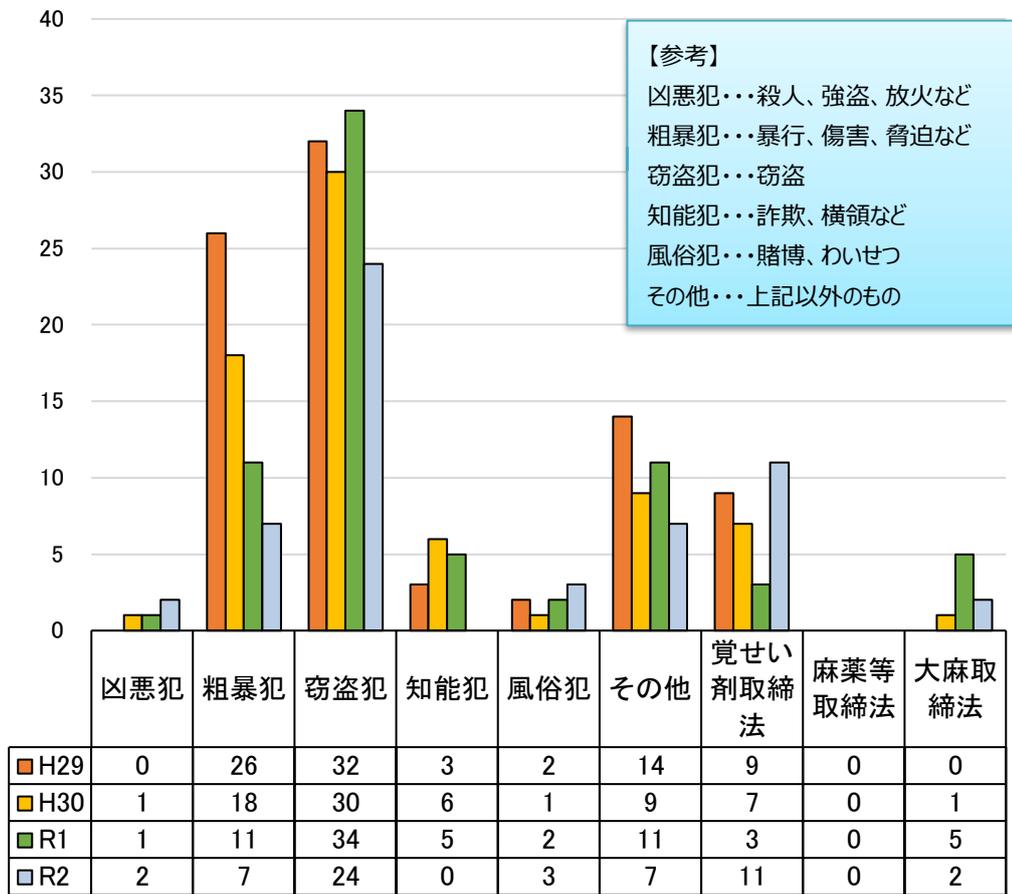


（舞鶴警察署提供データ。犯行時年齢が20歳以上のみ計上）

【参考】全国の再犯者率 （刑法犯のみ）	H29	H30	R1	R2
	48.7%	48.8%	48.8%	50.6%

また、再犯者を罪名別にみると、どの年においても窃盗犯が最も多く、全体の約4割を占めています。平成29年には2番目に多かった粗暴犯は令和2年には減少し、代わって覚醒剤取締法犯が増加しています。令和2年においては、窃盗犯と覚醒剤取締法犯で、全体の6割を占めている状況です。

本市の再犯者（刑法犯+特別法犯）の罪名

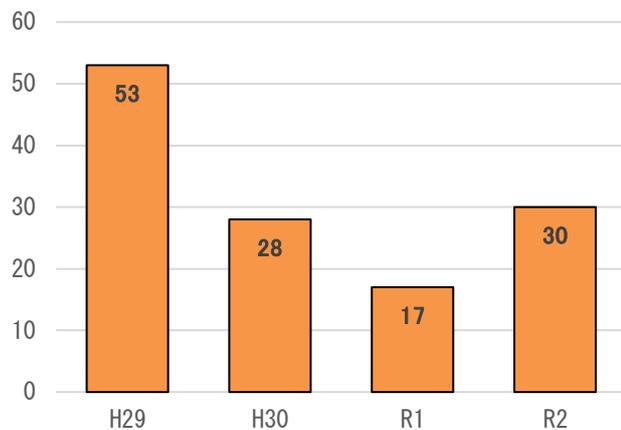


(舞鶴警察署提供データ。犯行時年齢が20歳以上のみ計上)

(2) 舞鶴市の少年犯罪の状況

本市における刑法犯少年検挙・補導者（犯行時年齢19歳以下の者）は、平成29年から令和元年まで減少を続けていましたが、令和2年においては、前年より増加に転じ、平成30年と同水準となっています。

本市の刑法犯少年検挙・補導者数



(舞鶴警察署発行「舞けい白書」より)

2. アンケート、ヒアリング調査から

本計画を策定するにあたり、実態及び必要とされる支援等について把握するため、普段から対象者の対応にあたっている方々にアンケートやヒアリング調査を行いました。（調査期間：令和3年8月13日～8月30日）

(1) 京都府内の矯正施設等へのアンケート

○調査先：矯正施設（京都刑務所、京都拘置所、京都少年鑑別所、京都医療少年院）、更生保護施設（更生保護育成会、西本願寺白光荘、盟親）、京都地域生活定着支援センター

○アンケート結果

【Q1：自立に向けて対象者が抱える悩みは何か】

- ・「帰住先が確保できるかという心配」「仕事先が見つからない」「お金がない」等、出所後の生活全般の不安。
- ・自立した時に、薬物を使わない生活を維持していけるかという不安。
- ・人に相談することが得意でなく、知識や情報が乏しいため、相談機関に繋がれない、たどりつけない者もいる。

【Q2：対象者が自立する際に必要な支援は何か】

- ・出所後、帰住先までたどりつけない人もいるので、帰住先までの送迎→そのまま必要な手続き（生活保護等）→生活状況の確認、指導まで一貫して行ってくれるシステム。
- ・刑事施設出所者であることを理解した上で対応してくれるワンストップ相談窓口。
- ・犯罪の立ち直りのための自助グループ。

【Q3：その他】

- ・福祉ですべてをカバーする支援策は、対象者の自立心を弱めてしまう恐れがある。そうならないためにも、行政の縦割りを排して対応する組織が必要。



施設を出た直後から、帰住先での生活の確保・指導までを一貫してサポートしてくれる体制を望む意見もある一方で、福祉ですべてカバーしてしまうことは、対象者の自立心を妨げてしまうことになるという意見もあり、対象者の気持ちを尊重しながら支援していくことが必要であるという意見をいただきました。

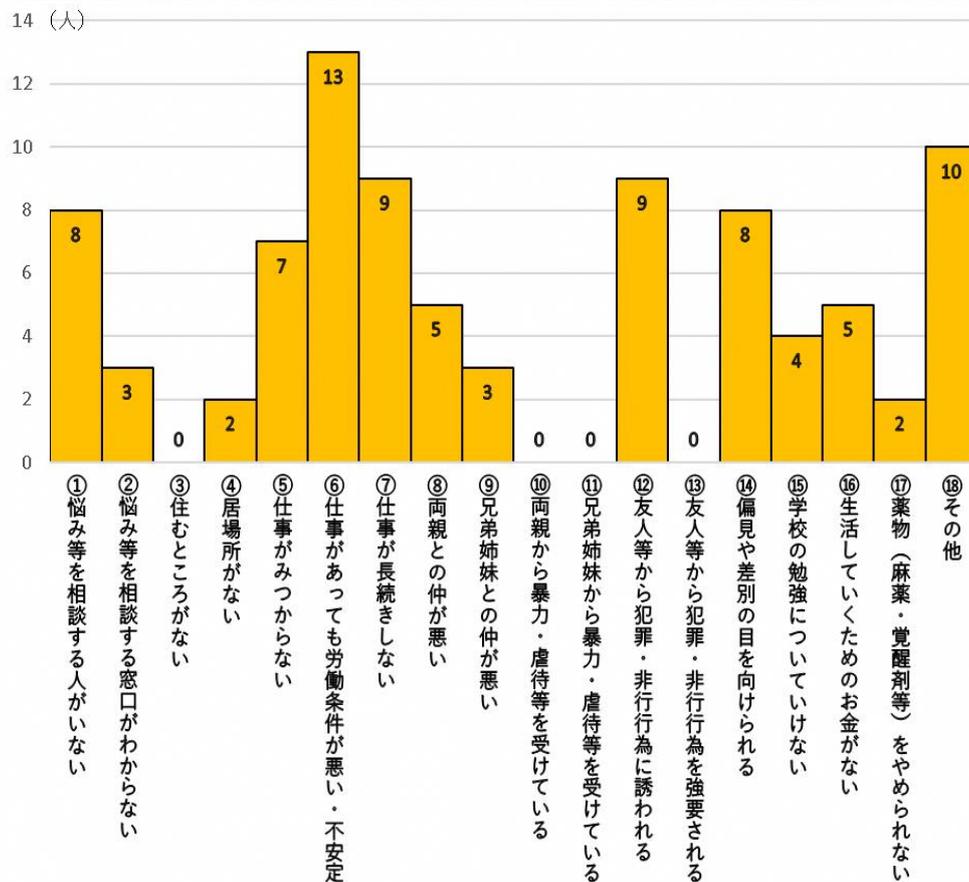
(2) 舞鶴市内の保護司へのアンケート

○調査先：舞鶴市内の保護司 49名

○回答率：77.6%（回答者：38名）

○アンケート結果

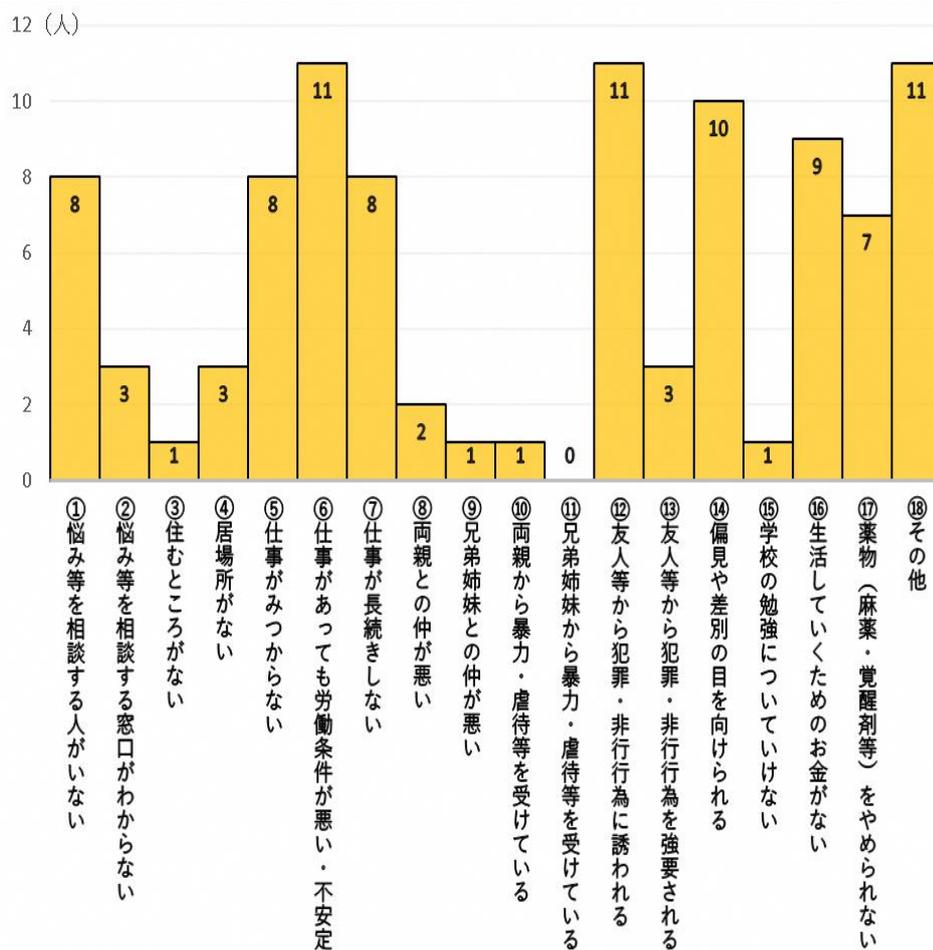
【Q1：対象者が抱える悩みは何か】



(その他の意見から)

- ・人に知られたくない
- ・狭い地域なので被害者や関係者に会ってしまう不安。 …など

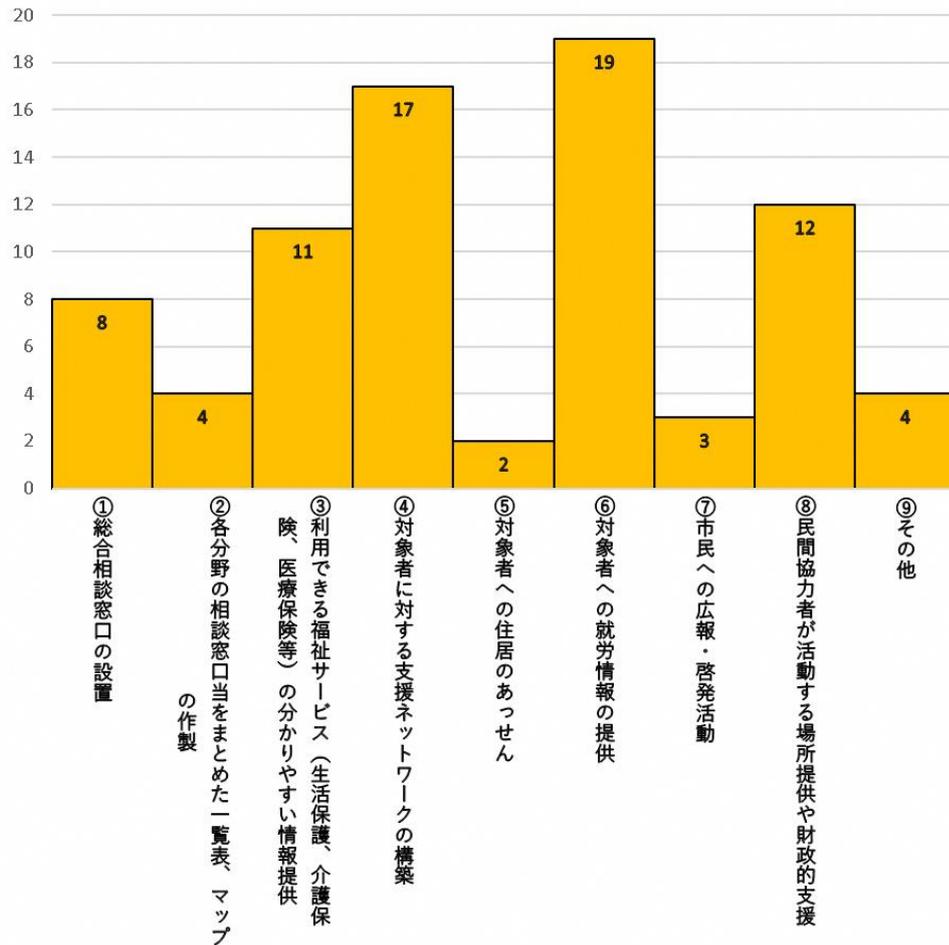
【Q2：対象者が再犯に至ってしまう理由は何か】



(その他の意見から)

- ・複雑な家庭環境、愛情の欠如、または過干渉など、家庭環境に問題がある場合が多い。
- ・誘惑に勝てない精神的弱さ。規範意識の低さ。 …など

【Q3：対象者が自立する際に必要な支援は何か】



(その他の意見から)

- ・就労先がほとんど肉体労働なので、体力のない者は長続きしない。
下請けというケースも多く、雇用・収入が安定しない。協力雇用主の確保が求められる。 …など



Q1 と Q2 の結果を見ると、回答数の多い項目がほぼ同じであることから、「対象者が抱える悩み」は「再犯に至ってしまう理由」に繋がる傾向がある結果となりました。

(3) 舞鶴市内の更生保護団体へのヒアリング

○調査先：舞鶴地区保護司会、舞鶴東・西地区更生保護女性会、舞鶴BBS会

○ヒアリング結果

【Q1：社会復帰に向けて本人たちが抱える悩みは何か】

- ・就労先に偏りがあり、しっかりした労働環境ではないこと。
- ・収入が安定しないことが多く、経済的に不安を抱えている。

【Q2：社会復帰に向けて本人が必要としている支援は何か】

- ・安定した職業、住居の確保。
- ・高齢者には福祉、医療の支援。
- ・薬物、アルコール依存症の方々の自助グループへのつなぎ。

【Q3：団体の立場から必要と感じる支援は何か】

- ・高校中退者が多いため、学習支援の環境が必要。
- ・広い業種からの協力雇用主の開拓。
- ・対象者の高齢化が今後一層見込まれる。福祉の面での支えが必要。
- ・自分の存在を認め、信じて、頼られる場や「自分はいてもいいんだ」と思うことができる居場所や地域づくりが必要。
- ・対象者の親や家族の話を聞いてあげられる場所もあってほしい。
- ・更生保護の理解を深め、保護司活動を知っていただくための広報活動。
- ・狭い町なので、噂が広まりやすく周りの目が気になるため、対象者にとっては辛い環境となることもある。広い視点での支援も必要があると感じる。



狭い地域ゆえに「関わりたくないのに昔の仲間に遭ってしまう」「噂が広まりやすく周りの目が気になる」ことが多いようです。支援のあり方として、舞鶴市だけで捉えるのではなく、広い視点（例えば近隣市町等）で捉える必要の意見をいただきました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

再犯防止は、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、欠かすことのできない取組です。本市の「第7次舞鶴市総合計画」においても、まちづくり戦略として「心豊かに暮らせるまちづくり」、「安心のまちづくり」を掲げています。また、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととしています。

再犯防止を推進するためには、犯罪等をした人自身の更生意欲と、安易に楽な道に流されない強い意思が必要であることは言うまでもありませんが、立ち直ろうとする中で様々な課題を抱える人に対し、安定した住居や収入、地域社会で孤立しないための支援などが必要であることもまた事実です。その両輪が揃ってこそ、犯罪等をした人が更生の道を歩む環境が整います。

既に、犯罪等をした人の支援体制として、国が設置する矯正施設や関係機関による更生保護の取組が進められているところですが、本市では、犯罪等をした人に対する社会復帰後の福祉サービスの提供や、地域での受け入れ体制の整備については、これまで十分に整えられてきたとは言い難い状況にありました。

それゆえ本市では、犯罪等をした人も、社会復帰後は保健医療や福祉などのサービスを必要に応じて適切に受け取ることができる支援を推進し、市民全ての人が地域社会において孤立感を持つことなく、心豊かに安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。

2. 取り組むべき重点課題

本計画では、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）及び京都府の犯罪のない安全・安心なまちづくり計画（平成 30 年 3 月策定）を踏まえ、犯罪等をした人が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるように支援し、市民の犯罪被害者を防止するために、以下の 5 つの重点課題に取り組めます。

1. ワンストップで切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供
2. 就労・住宅の支援による生活基盤の安定
3. 若者の学びを止めないための修学支援
4. 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた居場所の確保
5. 犯罪等をした人を温かく見守る地域や支援者の輪づくり

第4章 重点課題ごとの具体的な施策

1. ワンストップで切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供

(1) 誰もが必要なサービスを受けられる支援体制づくり

①現状と課題

○犯罪等をした人は、それぞれの年齢や特性により、様々な保健医療や福祉のサービス等を必要とする場合があります。しかし、当事者が、これらのサービス等について知らなかったり、手続きの方法が分からなかったりすることで、適切な支援を受けることができない事例があることが、アンケート・ヒアリング結果から見えてきました。

○犯罪等をした人が、必要なサービスを適切に、当然のものとして受けられる環境は、立ち直りを進めるための第一歩となります。

○犯罪等をした人の中には、相談機関につながるができない場合も多いことから、対象者すべてが、必要とするサービスを適切に受けられる体制づくりが不可欠です。

②施策の方向性

■自立した生活に向け適切な支援を必要とする人や、支援を受けたくてもその方法が分からないような人に対し、必要な支援が適切に受けられるよう、ワンストップで相談後、伴走型サポートにより一貫した支援を行う体制を作ります。

■複数の部署にまたがるサービスの提供が必要な場合には、庁内での連携を図り、ワンストップで支援する体制を構築します。

③施策の展開

○市の取組

ワンストップ・伴走型支援の実施	【ワンストップ相談窓口】福祉企画課 【分野別相談窓口】高齢者支援課、障害福祉・国民年金課、福祉援護課、保険医療課、子ども支援課、健康づくり課
<p>支援が必要な方が、支援を受けるための窓口に迷わずたどりつくために、ワンストップで相談を受け付ける窓口を設置し、すべての手続きが完了するまで伴走型の支援を行います。</p> <p>相談内容によっては、高齢者・障害者、子育て、生活保護、生活困窮、ひきこもり、国民健康保険等の健康福祉部の個別分野の専門相談窓口あるいは重層的な課題を抱えた対象者には、各種相談窓口や他の部課と連携し、柔軟に対応し寄り添いながら支援を行います。</p>	
庁内連携会議による総合支援	福祉企画課
<p>再犯等をした人の状況やニーズに応じ、分野を超えた横断的な支援を実現するため、庁内連絡会議を開催し、各担当課による包括的な支援のあり方について総合調整を行います。</p>	
地域包括支援センター・障害者相談支援センターによる相談支援	高齢者支援課、障害福祉・国民年金課
<p>地域に住む高齢者・障害者等に対し、相談者の状況を把握し、関係機関等の連携のもと寄り添いながら支援を行います。</p>	
成年後見支援センターによる事業	福祉企画課
<p>舞鶴市成年後見支援センター（舞鶴市社会福祉協議会内）において、自ら判断することが困難となった人の相談受付や、成年後見制度利用等の支援を行います。</p>	

○国・府の取組

矯正施設における福祉専門職の配置	法務省
<p>犯罪等をした人について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する福祉専門官や非常勤の福祉スタッフ等の配置を進めています。</p>	

社会復帰支援指導プログラムの実施	法務省
<p>刑事施設では、高齢または障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための社会復帰支援指導プログラムを実施しています。</p>	
特別調整の実施	法務省・厚生労働省
<p>受刑者等のうち、適当な帰宅先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター及び地域の福祉等の関係機関等が連携・協働しつつ、矯正施設入所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。</p>	

(2) 薬物乱用の防止に係る啓発等

①現状と課題

- 令和2年犯罪白書によると、出所後5年以内の再入所者のうち、どの年においても覚醒剤取締法犯が約8割を占めており、薬物事犯は再犯率が高い状況がうかがえます。
- 薬物乱用は、依存症を引き起こし、精神障害を始めとする様々な悪影響を及ぼします。また、薬物を手に入れるため、犯罪に手を染めてしまうこともあります。このことから、薬物乱用は社会に大きな損失を与えることに繋がります。

②施策の方向性

- 薬物乱用は、依存症や治癒の困難な心身へのダメージがあることから、決して薬物に手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境づくりや非行防止に努めます。
- 京都府との連携により、薬物事犯者が薬物依存症に関する治療や支援に繋がるための支援を行います。

③施策の展開

○市の取組

自立支援医療費（精神通院医療）の申請窓口	障害福祉・国民年金課
指定医療機関での医療費の一部を軽減する自立支援医療費（精神通院医療）についての相談や手続きの受付を行います。	
街頭補導活動等の実施	子ども支援課
少年補導委員による少年非行の未然防止を目的とした地域における街頭補導、啓発、環境浄化などの活動を実施します。	
薬物乱用防止教育の推進	学校教育課
市内の小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒が薬物の有毒性や危険性を理解する機会を設け、薬物乱用防止教育を推進します。	
薬物・危険ドラッグ乱用防止の広報・啓発	市民課
警察等が行う薬物等の乱用防止の広報・啓発活動に協力します。	
民生委員・児童委員による相談・支援	福祉企画課
住民の身近な相談相手として、また、住民と行政をつなぐパイプ役として、見守り活動等の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。	

○国・府の取組

特別改善指導（薬物依存離脱指導）の実施	法務省
刑事施設では、薬物依存がある受刑者に対して、薬物依存の認識及び薬物使用に至る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させ、出所後も継続的に治療及び援助を受けることの必要性を認識させるための指導を行っています。	
薬物再乱用防止プログラムの実施	法務省
保護観察所では、覚醒剤等の使用を繰り返す傾向のある保護観察対象者に対して、薬物乱用防止のための教育課程と簡易薬物検出検査を併せた薬物再乱用防止プログラムを実施しています。	
薬物処遇重点実施更生保護施設における専門的処遇の実施	法務省
一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持った専門スタッフを中心に、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施しています。	

薬物・アルコール等依存症に関する相談窓口、自立支援医療費（精神通院医療）の認定	京都府精神保健福祉総合センター、各保健所
<p>薬物・アルコール等の依存症、こころの健康や精神的な病気等の精神保健福祉に関する相談支援を行っています。</p> <p>京都府精神保健福祉総合センターでは、薬物問題がある方の家族を対象とした家族教室や、薬物やアルコール、ギャンブル等依存症に関するセミナーの実施や自立支援医療費（精神通院医療）の認定をしています。</p>	
精神科専門医療に対応した相談窓口	京都府こころのケアセンター
<p>精神科専門医療（児童思春期・薬物依存・若年性認知症、重症うつ病等に対する光トポグラフィ検査と磁気治療等）に対応するため、専門職員が相談・情報提供を行い、必要に応じて府内の専門機関や医療機関を案内しています。</p>	

2. 就労・住宅の支援による生活基盤の安定

(1) 就労の支援

①現状と課題

- 令和2年犯罪白書によると、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職という結果になっています。本市においては、令和2年に検挙された再犯者のうち約半数の者が無職であることが分かっています。
- 一般に刑務所出所者等の求職活動は、前科等のため困難が大きく、就職できたとしても、早期に離職するケースが多く、就労定着に困難を伴うことが多く見受けられます。
- 犯罪等をした人等の就業は、職種が限られることが多く、それにより罪を犯した時の環境や人間関係から抜け出せない場合があります。

②施策の方向性

- 安定した収入を得ること、規則正しい生活や社会での役割を持つことは、犯罪防止の観点からも重要な要素であることから、就労に向けた支援や定着のための施策を推進します。
- 犯罪等をした人の就労の場を確保するため、コレワーク（法務省機関）、ハローワーク等との連携を図り、就労の場の創出を推進します。
- 幅広い職種の協力雇用主を確保するための取組を支援します。

③施策の展開

○市の取組

舞鶴地区保護司会が推薦する者に対する就労支援	人事課
舞鶴地区保護司会と協力・連携し、民間企業への常時雇用につなげるため、保護観察処分中の少年等を市の会計年度任用職員として任用し、市役所内における就労を通じて、社会生活の自立を図ります。	
就労支援	産業創造・雇用促進課、福祉企画課
国（ハローワーク）や京都府（北京都ジョブパーク）と連携して運営する就業支援センター「ジョブ・サポートまいづる」において、就労に関する相談やセミナーの開催など、求職者のニーズに応じた雇用マッチングによって就労支援をするとともに、コレワークや協力雇用主制度の周知に協力します。また、農福連携など、犯罪等をした人が自信や生きがいを持って働くことができる環境の整備に努めます。	
生活困窮者等に対する就労支援	福祉援護課
生活困窮者自立支援事業、生活保護受給者自立支援事業等により、生活困窮者への伴走型支援を促進します。	
障害者の就労支援	国民年金・障害福祉課
障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）により、就労に向けた訓練機会の提供や就労後の定着を支援します。また、ハローワーク舞鶴や障害者就業・生活支援センターわかば等、関係支援機関と連携した支援を行います。	

高齢者の就労支援	高齢者支援課
シルバー人材センターと連携し、60歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、就業の機会を提供します。	
協力雇用主への入札時の加点制度	契約課
犯罪等をした人を積極的に雇用する協力雇用主として京都保護観察所に登録した市内建設業者が、保護観察対象者等を常時雇用している場合、建設工事の入札参加資格審査に用いる総合点数において加点する優遇措置を講じます。	

○国・府の取組

協力雇用主への支援	法務省
保護観察所では、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主に対して雇用に関する助言や刑務所出所者等就労奨励金制度、身元保証制度の活用等を通じて、協力雇用主の負担や不安を軽減する取組を行っています。	
矯正施設における就労支援	法務省
矯正施設では、キャリアコンサルタント等の専門性を有し、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連携調整等に当たる就労支援専門官や就労支援スタッフ等の配置を進めています。 また、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導や職業指導を実施しています。	
コレワークの取組	法務省
全国8か所にある矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）では、受刑者等の帰住先や取得資格等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者に対して、ニーズに適合する人を収容する矯正施設を紹介し、採用手続きをサポートする等の支援を行っています。	
職業相談等の就労支援	ハローワーク舞鶴 (舞鶴公共職業安定所)
矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて個別支援を行います。	
ワンストップで行う就労支援	京都府ジョブパーク
ハローワークと連携し、相談から就職、職場への定着までをワンストップで支援する総合就業支援拠点。一人ひとりにあったきめ細かなカウンセリング	

やセミナー、企業説明会等の支援も行っています。府北部には「北京都ジョブパーク」が福知山市にあります。

(2) 住宅の支援

①現状と課題

○令和2年犯罪白書によると、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が、適切な帰住先が確保されないまま出所しており、仮釈放（適切な帰住先が確保されていることが主な要件の一つ）の人と比べると、刑事施設に再び入所する割合が高いことがわかっています。

②施策の方向性

■生活の安定を築き再犯を防止するため、適切な住居の確保に係る支援や情報提供等に取り組めます。

③施策の展開

○市の取組

市営住宅での受け入れ	都市計画課
緊急入居の取組など、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅を利用しやすい環境づくりを推進します。	
生活困窮者等に対する安定した住居確保	福祉援護課
一定の要件を満たす生活困窮者等に対して、住居確保給付金事業や生活保護制度を適用することで、就職を容易にし、現居住地に安定して住み続けることができるよう支援します。	
高齢者への住まいの情報提供	高齢者支援課
在宅での日常生活が困難な高齢者等に対し、福祉施設等への入所（居）について情報提供を行います。	

○国・府の取組

帰住先確保に向けた取組	法務省
-------------	-----

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所では、保護観察官や保護司が引受人と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整しています。	
一時的な住居の確保	法務省
直ちに自立することが難しい刑務所出所者等については、一時的な住居として更生保護施設、自立準備ホームで受け入れ、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行っています。	

3. 若者の学びを止めないための修学支援

(1) 家庭・学校・地域と連携した非行防止

①現状と課題

- 本市における少年（19歳以下）の刑法犯検挙者・補導者数は、令和2年においては、前年度より増加に転じましたが、平成23年の179人をピークに、減少傾向にあります（令和2年には30人）。
- 子どもの非行は、家庭・学校・地域の問題が複雑に絡み合っているため、それぞれの緊密な連携のもと、子ども自身や家族が抱える特性や背景を理解し、状況に応じた適切な支援が必要とされます。
- 将来を担う子ども達の健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へつないでいくことが重要となります。

②施策の方向性

- 地域の関係機関や団体等と連携して、児童・生徒の見守りや、非行防止のための普及啓発活動に取組ます。
- 非行や問題行動を含めた児童・生徒の行動や状況に応じて、関係機関と連携して一貫した支援や指導に取組ます。

③施策の展開

○市の取組

子どもなんでも相談窓口	子ども支援課
子ども・子育てに関する総合相談及び情報提供に努める中で、家庭の悩みや児童虐待等の問題を発見・把握し、関係機関の連携による支援を実施します。	
街頭補導活動等の実施（再掲）	子ども支援課
少年補導委員による少年非行の未然防止を目的とした地域における街頭補導、啓発、環境浄化などの活動を実施します。	
薬物乱用防止教育の推進（再掲）	学校教育課
市内の小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒が薬物の有毒性や危険性を理解する機会を設け、薬物乱用防止教育を推進します。	
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒等に対する相談支援	学校教育課
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、児童生徒や保護者の様々な悩みの相談に応じ、課題に応じた支援を推進します。	

○国・府の取組

少年鑑別所における地域援助の実施	法務省
少年鑑別所では、法務少年支援センターの名称で、非行・犯罪問題の専門機関として、本人やその家族、機関等からの相談に応じたり、研修や講演等を実施したりしています。非行防止に関する取組としては、問題行動への対応を中心とした支援を行っており、発達上の課題を有する児童生徒の学校適応に関する相談等を受けています。また、必要に応じて、各種心理検査のほか、暴力や窃盗、性的問題行動等に係るワークブック等を用いた心理的支援なども行っています。	
児童虐待や非行等家庭問題の相談窓口	京都府家庭支援総合センター
児童虐待や非行・DV・障害・ひきこもりなど「家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談」に専門スタッフがワンストップで対応しています。センター内には「非行少年等立ち直り支援チーム」も設置し、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援しています。	

(2) 本人の意向・特性・能力に応じた修学支援、学習機会の提供

①現状と課題

- 生育環境や家庭環境、経済状況によって、学習の機会に恵まれず、結果として学力格差を生じることもあります。
- アンケート・ヒアリング調査の結果では、犯罪や非行をした少年の中には、通学や進学を中断した者もあり、学力・規範意識の低さが、その後の社会生活を送る上で大きな障害となっている場合もあることがわかりました。
- 非行等の有無に関わらず、学習の機会が確保されることは、豊かな人間性を育み、自立の意識を養い、社会的規範を学ぶ場となるとともに、その後の進路の選択肢が増えることにもつながります。また、社会の中での居場所があることを実感できる場にもなり得ます。

②施策の方向性

■児童・生徒の意向、特性、能力に応じた修学支援・学習機会の提供を、学校や関係機関等と連携して取組ます。

③施策の展開

○市の取組

学習支援事業	子ども支援課
生まれ育った環境に左右されることなく、次代を担う子ども達が進学や就職など、将来に夢や希望をもって成長していけるよう、生活習慣の確立と学習習慣の定着を図ることを目的に実施します。	
修学支援	学校教育課
市立学校では、警察や京都府（ユース・アシスト）等関係機関と連携し、非行等の課題がある児童生徒について、本人の状況に配慮した学習活動や体験活動を通じて立ち直りを支援します。	

○国・府の取組

高等学校卒業程度認定試験の実施	法務省・文部科学省
矯正施設入所者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設校及び少年院内の高等学校卒業程度認定試験を実施しています。	
修学支援の実施	法務省
少年院では、出院後に中学校への復学が見込まれる人や、高等学校等への復学・進学を希望している人を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っています。また、少年院内で実施した修学支援に関する情報を保護観察所等と共有し、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう支援しています。	
BBS会や保護司等と連携した学習支援の実施	法務省
保護観察所では、保護観察対象者に対し、BBS会や保護司会等の民間協力者と連携し、学習支援や進路に関する助言等を行っています。	

4. 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた居場所の確保

①現状と課題

- アンケート、ヒアリング調査の結果、対象者の抱える悩みとして、「頼る人もなく一人で生活していくことや、差別や偏見等により地域社会での孤立に不安を抱えている」という意見が多数見られました。
- そのような精神状態（不安や寂しさ）や孤独な環境に耐えられなくなり、再び犯罪に手を染める人も少なくありません。
- 犯罪等をした人が地域の中で孤立せず、「ここにいてもいいんだ」と思えるような居場所や、自分自身を認めて必要としてくれる環境は、不安や寂しさを取り除き、安定した生活を送ることができ、再犯の防止に重要な役割を果たします。

②施策の方向性

- 犯罪等をした人を孤立させないため、地域での居場所づくりやサロン活動等の取組を支援します。

③施策の展開

○市の取組

舞鶴市ボランティアセンターが行う活動団体への支援	福祉企画課
社会福祉協議会が設置する「舞鶴市ボランティアセンター」において、地域の居場所づくり等に取り組まれている団体を支援します。	
地域が主体となった地域活動の促進	地域づくり支援課
住民同士の見守り活動等、共助による地域課題解決を推進するため、自治会を初めとする地域住民の活動を支援します。	
高齢者の居場所づくり支援	高齢者支援課
地域で取り組まれる高齢者サロン活動や、舞鶴市老人クラブ連合会に加盟する老人クラブに対し支援を行います。	

○国の取組

地域拠点機能の強化	法務省
更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する「フォローアップ事業」により、刑務所出所等が地域社会に定着できるよう継続的な支援を行っています。	

5. 犯罪等をした人を温かく見守る地域や支援者の輪づくり

(1) 広報・啓発活動

①現状と課題

- 犯罪や非行の防止と、犯罪等をした人の更生には、広く市民の理解を深め、当事者が地域で孤立しない支援体制を作るための環境整備が重要です。
- 市民の理解促進の取組は、民間協力者及び協力雇用主の増加や対象者の更生意欲の向上にもつながります。

②施策の方向性

■犯罪等をした人の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、関係機関と連携し、地域住民に対する広報・啓発活動に取り組めます。

③施策の展開

○市の取組

社会を明るくする運動	福祉企画課
毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」において、舞鶴地区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団体が行われる様々な活動の周知・啓発等を支援します。	
青少年の非行・被害防止全国強調月間	子ども支援課
毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、青少年の非行・被害防止に対する市民の理解を深めるために、広報啓発活動に取り組めます。	
再犯防止に関する人権啓発	福祉企画課、人権啓発推進課
犯罪等をした人の社会復帰や地域社会での受け入れについて理解を深めるため、市民等に対する啓発活動を実施します。	

○国の取組

民間協力者の活動に関する広報の充実	法務省
「社会を明るくする運動」の広報・啓発行事、SNSを通じた更生保護ボランティア活動の紹介や啓発資材の作成・配付によって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っています。	
「社会を明るくする運動」による広報啓発活動の実施	法務省
「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、「再犯防止シンポジウム」を実施したり、内閣総理大臣メッセージやポスター等を活用し、地方公	

共団体や関係機関等と連携して、積極的な広報・啓発活動を実施しています。

(2) 更生保護に取り組む民間団体・協力者の輪づくり

①現状と課題

- 再犯防止や更生支援に関する取組は、更生保護ボランティア（保護司、更生保護女性会、BBS会等）など、多くの民間協力者に支えられてきましたが、保護司をはじめとする民間協力者の担い手不足や高齢化が課題となっています。
- これまで、更生保護ボランティアなどの支援活動は、個々に行われてきたところですが、当事者の抱える複合化する課題に対し、連携して支援することが求められています。
- また、社会復帰を目指す対象者や地域に住む住人たちが安心して生活していくための地域づくりも、再犯を防止するための重要な要素となります。

②施策の方向性

- 再犯防止や更生保護に取り組む民間協力者、地域での見守り活動等地域づくりに取り組む団体等の活動を支援します。
- 民間団体、協力者が連携し、再犯防止活動の輪が広がる取組を推進します。

③施策の展開

○市の取組

民間協力者の活動への支援	福祉企画課
本市ホームページや広報誌において、民間協力者（保護司、更生保護女性会、BBS会等）の活動の周知等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。	
住民が主体となった地域活動の促進（再掲）	地域づくり支援課
住民同士の見守り活動等、共助による地域課題解決を推進するため、自治会をはじめとする地域住民の活動を支援します。	

民生委員・児童委員による相談・支援（再掲）	福祉企画課
住民の身近な相談相手として、また住民と行政をつなぐパイプ役として、見守り活動等の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。	

○国の取組

更生保護サポートセンターの設置の推進	法務省
法務省では、更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターの整備を進めており、保護司会をはじめとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の充実強化を図っています。	
民間協力者の活動基盤の強化	法務省
法務省は、実践研究の結果を踏まえ、令和2年3月に「更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル」を作成し、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図っています。	
民間協力者に対する表彰	内閣官房・法務省
内閣官房及び法務省では、「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動を表彰の対象とし、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を内閣総理大臣が顕彰しています。	

第5章 推進体制

1. 支援者のネットワークづくり

犯罪等をした人を支援するため、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関、舞鶴地区保護司会や舞鶴東・西地区更生保護女性会などの更生保護に関わる団体が有機的に連携し、対象者に対する包括的な支援に繋げるため、各団体のネットワーク化を図ります。

2. 対象者に寄り添った庁内支援体制の構築

再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居、保健医療、福祉などの多くの分野にわたっています。再犯等をした人が抱える様々な問題を、適切に支援できるよう、ワンストップで相談を受け、伴走型で支援を行うとともに、多岐にわたる相談内容については「庁内連絡会議」において情報共有し、所管を超えた横断的な支援を行います。また、庁内の様々な事業に再犯防止の視点を反映させながら、安全で安心なまちづくりを推進します。

3. 計画の点検・評価

本計画の進捗状況について、「舞鶴市再犯防止推進計画策定懇話会」を母体とした点検・評価の体制を構築します。

再犯防止に係る広域連携の必要性

人口規模の小さい自治体では、きめ細やかな支援により、犯罪等をした人の立ち直りに繋がることがある一方で、犯罪等をした時の交友関係や環境を断ち切れず、また、噂が広がりやすく周りの目が気になるなどの影響がある場合もあります。再犯防止の視点に立つと、単独の市町だけの支援でなく、広い視野で対応することで、新たな環境の中で立ち直るきっかけをつかむことに繋がることも考えられるとともに、それぞれのまちが持つ地域資源を相互に活用することもできます。

今後、他市町の再犯防止の取組の状況を踏まえながら、広域的に連携した関係構築を模索していきます。

参考資料

資料 1 計画策定までの経過

1. 舞鶴市再犯防止推進計画策定懇話会委員名簿（氏名の前の◎は会長、○は副会長）

氏名	団体及び役職
梅垣 貞子	舞鶴東地区更生保護女性会 会長
加藤 喜美子	舞鶴市民生児童委員連盟 副会長
○ 桑村 信慶	舞鶴地区保護司会 会長
櫻井 ひろ子	舞鶴西地区更生保護女性会 会長
塩見 登志彦	舞鶴市中学校校長会
西邑 章	京都府中丹東保健所福祉課 課長
野田 昌代	舞鶴公共職業安定所 所長
◎ 藤岡 一郎	京都産業大学 名誉教授
圓子 晃司	京都保護観察所 統括保護観察官
水時 朋子	大阪矯正管区更生支援企画課 課長

（五十音順、敬称略、令和4年3月現在）

2. 計画策定懇話会の開催経過

会議	開催年月日	内容
第1回	令和3年8月2日	計画の基本方針・意見交換
第2回	令和3年10月14日	アンケート・ヒアリング結果、計画骨子（案）について
第3回	令和3年12月1日	計画（素案）について
第4回	令和4年2月14日	パブリック・コメントの結果について〔書面開催〕

資料2 再犯の防止等の推進に関する法律の概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

（法務省資料）

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

(法務省資料)

資料3 再犯防止推進計画（国の計画）の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

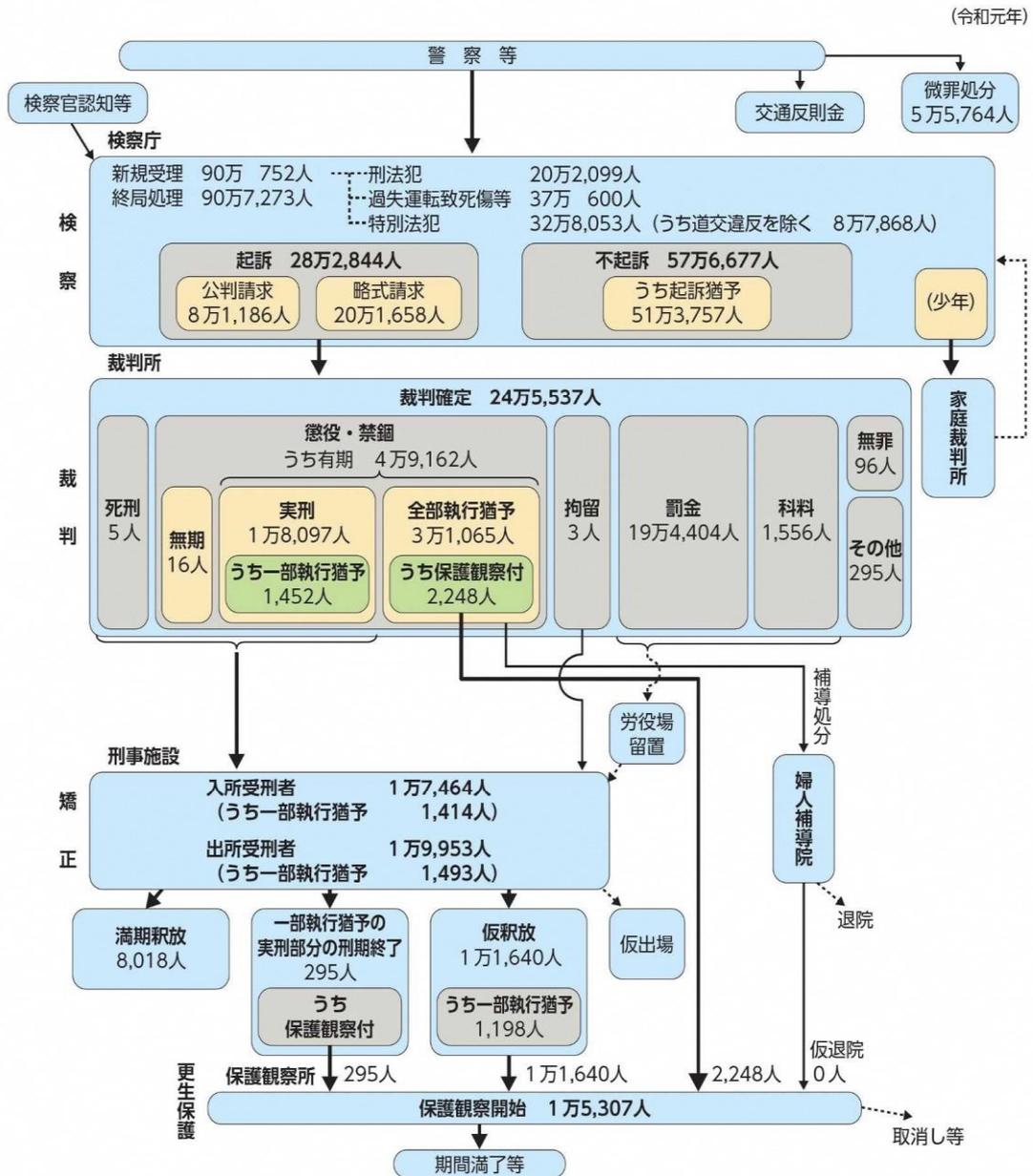
⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

（法務省資料）

資料4 犯罪者処遇の概要



【裁判】

- ・裁判確定人員 前年比 11.0%減 (最近10年でおおむね半減)
- ・裁判員裁判 第一審判決人員 1,001人
- ・全部執行猶予者の保護観察率 7.2% (前年比 0.6 pt 低下)

【矯正・更生保護】

- ・入所受刑者人員 前年比 4.4%減 (戦後最少を更新)
- ・刑事施設の年末収容人員 (受刑者) 4万1,867人 (前年末比 5.2%減)
収容率 (既決) 60.6% (前年末比 2.7 pt 低下) 女性は, 71.0%
- ・仮釈放率 58.3% (前年比 0.1 pt 低下)

(令和2年犯罪白書より)

資料6 用語解説

か	仮釈放	再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役または禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することをいう。
き	矯正施設	犯罪等をした人を收容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
	帰住先	矯正施設を出所した後に住む場所のこと。
	協力雇用主	犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民家の事業主。
け	刑事施設	刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称。
	刑法犯	窃盗，傷害，詐欺など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいう。
	刑務所	懲役受刑者，禁錮受刑者などを收容する施設。
	検挙	検察官・警察職員などの捜査機関が、認知した犯罪行為について被疑者を特定し、取り調べること。逮捕と異なり、必ずしも強制的な身柄拘束を意味しない。
こ	更生保護	犯罪等をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行を無くし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
	更生保護施設	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。
	更生保護女性会	地域の犯罪防止や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
	拘置所	被告人，被疑者など、主に刑の確定していない人を收容する施設。
さ	再犯者	前に犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。
	再犯者率	検挙者に占める再犯者の割合をいう。
し	自助グループ	依存症等の同じ問題を抱えた人たちが自発的につながり、依存症等からの回復を目指す団体。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪等をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動のことをいう。毎年7月を強調月間として各地で様々な取組が行われている。

す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等と連携を図り、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。
し	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年鑑別所	家庭裁判所の決定によって送致された少年を収容する他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を行う法務省所管の施設。法務少年支援センターとして、地域における非行・犯罪の防止に関する活動も実施している。
	自立準備ホーム	あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人等がそれぞれの特徴を生かして自立を促す施設。保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託している。
ち	地域生活定着支援センター	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所者中から出所後までの一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。
と	特別法犯	覚醒剤取締法違反、迷惑防止条例違反等の刑法犯以外の犯罪をいう。
ひ	非行少年	犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう）の総称。
	BBS 会	Big Brothers and Sisters の頭文字をとって会の名称となっている。非行少年等様々な問題を抱える少年に、「兄」や「姉」のような身近な立場で接することで、少年たちの立ち直りや成長を助ける青年ボランティア団体。
ほ	保護観察	犯罪等をした人に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。
	保護観察所	犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院からの仮釈放になった

		人、保護観察付執行猶予となった人に対して、保護観察を行う法務省の機関。
	保護司	保護観察処分中の人と定期的に面接を行い、更生を図るための指導、生活上の助言や就労の手助け等を行うボランティア。

舞鶴市再犯防止推進計画

(令和4年度～令和10年度)

舞鶴市福祉部福祉企画課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL : 0773-66-1011

FAX : 0773-62-7957